

○経済産業省告示第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針及び第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第二条の規定に基づくファイルへの記録の方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日 経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 原田 義昭

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針及び第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第二条の規定に基づくファイルへの記録の方法の一部を改正する告示

（指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部改正）

第一条 指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成十二年環境庁・通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第二条の規定に基づくファイルへの記録の方法の一部改正）

第二条 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第二条の規定に基づくファイルへの記録の方法（平成十四年経済産業省・環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○特許庁告示第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う特許庁関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日 特許庁長官 宗像 直子

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う特許庁関係告示の整備に関する告示（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式及び記載方法の一部改正）

第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式及び記載方法（平成十三年特許庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

一 規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

二 II 中「塩基又はアミノ酸の配列表を含む文書ファイルに改める」を「塩基又はアミノ酸の配列表を含む文書ファイルであつて」を「塩基又はアミノ酸の配列表を含む文書ファイルであつて」に改める。

（特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式の一部改正）

第二条 特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式（平成十三年特許庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

一 規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

二 5. (1) 中「平成」を「令和」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の六の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日 国土交通大臣 石井 啓一

別表中「長」を「中」に、「中」を「大」に、「大」を「特大」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第十五号）第十八条の二第二項第二号イ(4)、第十八条の四第二項、第十八条の二十一第二項第一号、第二十三条の五の二第四項第一号イ及び第二十三条の六第四項第一号イの規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日 国土交通大臣 石井 啓一

別表中「長」を「中」に、「中」を「大」に、「大」を「特大」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百十一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第五項第一号イの規定に基づき、平成二十三年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日 国土交通大臣 石井 啓一

別表中「長」を「中」に、「中」を「大」に、「大」を「特大」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百十二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日 国土交通大臣 石井 啓一

別表中「長」を「中」に、「中」を「大」に、「大」を「特大」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。